

社会倫理研究所NEWSLETTER

社会倫理研究所ニューズレター

第28号 | 2008年4月・5月

■CONTENTS | 挨拶1 | 挨拶2 | 社倫研ニュース | 懇話会オンライン | 懇話会報告 |

所長就任のご挨拶

社会倫理研究所長 丸山雅夫

本年4月1日から、新たに社会倫理研究所の所長に就任いたしました。これまでも法務研究科（法科大学院）所属の教員として教育・研究に従事する傍らで本研究所の第二種研究所員を兼任してまいりましたが、本年度からは所長を兼任することになります。

さて、昨今の社会変化は目を見張るばかりであり、従来は予想できなかった問題が頻繁に出現するだけでなく、古典的な問題の解決に当たっても従来と異なるアプローチが必要とされるようにもなっています。私が専攻している刑事法の分野でも、誤解を恐れずに言えば、これまでは、「いかにして破綻のない確固とした理論体系を完成させるか」を目標として研究に邁進していれば、研究者としての役割は果たせ、「立派な研究者」と言われることもできました。犯罪現象を例にとれば、犯罪化の根拠や犯罪の成立要件の解明とともに、それらに関連する理論的問題の解決が興味を中心であり、犯罪後の行為者の改善や被害者に対するケアなどを中心に論じる場面は限られていました。しかし、最近では、犯罪現象全体を動的に把握して、それに社会がどう向き合っていくかが問われるようになっていきます。加えて、理論教育と実務教育の有機的連携の必要性を強調する法科大学院の設置によって、実務動向を無視した法学の研究・教育が成り立ちえない状況が生じるとともに、刑事裁判に市民が参加する裁判員制度の実施など、専門家の独壇場であった場面にも大きな変化が生じています。

他方、問題が多様化・複雑化・一般化すればするほど、ある問題に対して、誰もが、どのようなことも言える、という皮肉な現象も生じることになります。いわゆるリベタリアンと原理主義者を両極として、さまざまな人が、さまざまな議論を、さまざまな論拠にもとづいて展開できる時代が到来したと言ってよいでしょう。「社会倫理」という多様な定義が不可避な領域では、そのような傾向に拍車がかかることは容易に想像ができます。こうした状況下で、社会倫理に関わるさまざまな問題を扱う本研究所の役割は、さらに重要なものとなるだけでなく、活動に多くの困難が伴うことも予想されます。また、人的・物的資源の限界を別にしても、すべての問題に対処することは到底不可能です。

こうした限界を意識しながら、本研究所のこれまでの路線を継承するとともに、より

多くの議論の場を提供することを通じて、わが国の「社会倫理」研究の発展に寄与していきたいと考えています。皆様のご支援、ご協力をお願いする次第です。

南山大学社会倫理研究所退職に当たって—自然法論者からのご挨拶—

熊本大学法学部教授 山田秀

初めに、22年間お世話になりました南山大学の方々に、とりわけご厚誼を忝くした多くの方々に、そして社会倫理研究所の皆様、この場をお借りして心から御礼を申し上げます。

離任というこの一度きりの事態に際してのご挨拶として私に準備し得ることが何であろうかと考えてみますと、それはやはり「僕流のもの」でしかあり得ないなということに思い至ります。詰り、いつものように、或る程度の誤解も承知して、率直に語るということです。

では、何を語るか。それは、自然法を語る外はないでしょう。何となれば、自他ともに認める自然法論者であります故に。

さてその自然法ですが、それは、自然法論ではありません。自然法思想でもありません。もちろん関係はしますが、同じではありません。このことは自明である筈なのですが、巷ではどうやらそうでもなさそうです。今はこれ以上のことは申しません。ここでは、その代わりに、或る命題を提示したいと思います。

人間は、自然法的な存在である。それは、自然法を語るか語らないかに関係しない。たしかに、「自然法」という言葉を使わなくとも、我々人間は、誰一人の例外なく、自然法に支持されて日々生きていと言わなければならない。ご本人がどれほど「私は正直な人間です」と言い張ったとしても、その言葉は言葉によっては証明できません。その生き様そのもの、周りの者誰もが認識でき証言できることによって肯定されることもあるでしょうし、否定されることもあるでしょう。離任する自然法論者はそう思います。

別な言い方をしますと、自然法論とかいう言葉、観念、学説が歴史上登場するよりも遙かなる太古より、人間は誰であれ、自然法を生き抜いてきているのです。人間が人間であるというその規定性がそのまま自然法なのです〔尤も、トマス主義者の間ではこの意味合いについて理論上の、詰り理窟の上でのじつに厳しい対立論争が見られます〕。ですから、それを別の言葉で表現することも可能です。ちょっと想像してみましょう。人間のご先祖様は、どのように生きていたことでしょうか。厳しい生存状況下においては、協力して生きていく外はなかったでしょう。その最も重要な場は、おそらく家族という根源社会であったことでしょう。人間は、そもそも生存するために、そして人間と

して身体的にも精神的にも発達を十分遂げるために、共同生活を送らなければならなかったでしょうし、そのことは現在でも少しも変りはありません。それこそが人間の現実だと思えます。

では、その家族という根源社会、もちろんそれは具体的に仔細に検討すれば様々な形態が認められるとは思いますが、基本的には根源社会としての集団という意味での家族が人間にとって十分意味のある存在単位であるのは、又あったのは何によるかと申しますと、それは、そこにおいて人間の生存が、もう少し強く言いますと、人間の幸福な生活が実現されることが期待されているからである。このように言ってよいと思えます。

何かの基礎的な人間集団があり、そこにおいて人々がお互いに助け合い、生き抜いていった中には自ずから、それに役立つ様々な智恵が生み出されて蓄積されていったに違いありません。そうしたものは、人間の生存にとって切実であるが故に、けっして無内容なものではあり得なかったし、恣意的なものでもあり得なかった筈です。さればこそ、それらは、人間の歴史において、具体的な共同生活のあり方がどのように変遷を遂げたとしても、それら変遷の根底にあって一貫しているものでなければならぬと、私は思えます。じっさいそうでなければ、多元社会と呼ばれる今日において、何によって多元性の中における一致を見出すことができるでしょうか。相対主義の果ての不可知論に陥る外はないと思われまます。

共同社会を築いて生きてきた人間。その歴史的に重要な形態の一つに、いわゆる国家があります。これは必ずしも「近代の主権国家」に限られません。しかし、歴史家はここでも実証を持ち出して、国家の普遍的存在意義を最初から否定しないまでも限定する権利があるかのように語るようです。同じことは、家族社会についても、それは歴史的に特定の形態を正当化するものではないと、社会学者は主張するようです。私は、歴史的変遷という事実を否定しようとは少しも思いませんが、そこに貫通している「人間の本性の傾動」を見なければならぬと信ずるのです。国家について申しますと、私の理解では、人間集団がある一定規模以上に膨れ上がると、どうしても「公権力」を担う存在とその存在に適合した機能（役割）が割り当てられなければならない。もともと「単独では生きていけない」、そして、「協力して生きていくことができる」そうした存在である人間の本性に促されて、全体としての生の充実を保証することこそが国家と呼ばれる政治社会の本来的な存在目的です。それを自然法論は「完全社会としての国家」とか「総体社会としての国家」と表現してきました。この理解によるならば、国家は、憲法史で、それも20世紀に入って始めて「福祉国家」とか「社会国家」が発見されたように記述される事態とは無関係に、最初から「福祉国家」であった訳です。現に、紀元前中国の性善説で有名な孟子の「著作」には、福祉国家を先取りする記述が見られることから上記内容は或る程度は裏付けられると思えます。権利の問題も同様です。マグナカルタで初めて「権利」がこの世に生まれたかのような記述に出合います。その後、様々な権利が発明されたかのように語られます。権利は、果たして発明品でしょうか。

自然法論は、権利は人間という人格的存在の現実即して既に存在している事態であって、人は、それをなるべく忠実に発見することが出来るだけだと考えます。もちろん、そうは言っても、自然法論者として人間ですから、その認識には多くの誤りが含まれ

ます。従って、同胞諸氏との厳しい吟味を経て、その適切さを検証しなくてはなりません。しかし、その場合においても、やはり基準は、人間の人格的存在性以外にあり得ません。

南山大学内に最近、そのニックネームは伏せておきますが、若手の研究者による自主研究会のごときものが開かれています。その雰囲気は洵によく、参加者は様々な学問的背景と語彙を駆使されますが、その目指すところは間違いなく「自然法」に定礎されるところのものであるように私の目には映じております。南山で働く最後の時期にこの研究会に参加できたことはとても幸いなことでした。又、もう一言付け加えておくと、私が担当した共通教育科目の受講生たちによって、私自身少しずつ教師として経験を積むことができたこと、そして、学生の中には、私に学問的・人間的問いを発して、私の僅かではあるにせよその成長を促してくれる者があったこと、こうしたことに対して、ここで謝意を表明しておきたいと思えます。

この4月から私は、熊本大学法学部で法哲学を担当することになりました。南山大学ではその機会が与えられませんでした。ここではこれまで仕入れてきた私なりに理解し得た自然法論的「法哲学」を学生に向かって直接語りかけていきたいと思っています。ゼミナールでは、思想的な立場の相違を超えて、語り合っていきたいと思っています。それこそが自然法論的な態度の実践に外ならないと信ずるからです。熊本大学で今後13年間働く場を与えて頂くことになりました。その間に、出来れば、自然法論的な法哲学を自分なりにマスターして巣立っていく若手の研究者が現れることを、心から願っています。そうしたことを通じて、辛うじて私なりに日本法哲学会に対する、否、日本社会に対する公共善への自然法的な寄与を為し得るのではないかと思います。しかし、これは私の今後にかける夢でありますから、実を結ぶかどうかは、一つには私自身の自己研鑽に拠りますし、何よりも、大きな要因としては、私個人が与り知ることの出来ないプロヴィデnciaが関与してくるであろうと推測します。となれば、私の為すべきことは、既に自ずから明らかに与えられていると思っています。大学院の最初の演習で採り上げる教材として私が選んだのは、奇遇ですが、神言会司祭で嘗て南山大学でも教鞭をとったことのあるエルダース先生の新刊書（オランダ語からの英訳書）で、Leo Elders, *The Ethics of St. Thomas Aquinas*, 2005 です。今更トマス？そう、今こそトマスと言うべきでしょう。私の再出発にはいかにも相応しい書物ではないかと感慨を覚えます。シーゲル所員からは、英文で不明な箇所をいろいろと教えて頂きました。この場を借りて心からお礼を申し上げます。

以上、自然法についての愚考を披露し、ささやかな抱負を述べてみました。

最後に、社会倫理研究所のご発展を祈念いたします。

社倫研ニュース

今年度は大移動で始まりました。澤木勝茂所長の任期満了に伴い、丸山雅夫氏(法務研究科教授)が新しい所長となりました。22年間第一種研究所員として社会倫理研究所を担ってきた山田秀氏は、熊本大学に移転しました。このため、今年度の第一種研究所員は奥田とシーゲルだけになりましたが、奥田研究所員はイギリスのオクスフォード大学に一年間の留学に行っております。

第二種研究所員におきましては、林雅代氏(人文学部)と鈴木宗徳氏(外国語学部)が昨年度にその任期を終えられ、新しい第二種研究所員として宮川佳三氏(外国語学部)と鈴木貴之氏(人文学部)に加わっていただきました。これで第二種研究所員は、以前と同じく7人体制となりました。

研究員として鈴木真氏が新しく加わり、研究員は二人になりました。

社会倫理研究奨励賞

さる3月19日、第一回社会倫理研究奨励賞授与式は南山大学名古屋キャンパス内のコパンで開催されました。最終候補者5人のうちの3人を含める31名が出席され、第一回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長の加藤尚武先生(鳥取環境大学名誉学長／東京大学特任教授)の演説講評と受賞者植原亮氏による論文内容の紹介がされました。

第二回社会倫理研究奨励賞の公募は開始され、締め切りは12月10日となっています。

懇話会開催報告・予定

| 回次 | 日時 | 報告者 | 論題 |
|----------------|--|----------------------------|-------------------------------------|
| 懇話会開催報告 | | | |
| 第1回 | 4月24日(木) | 浅野幸治氏 豊田工業大学准教授 | 「現代日本の相続権擁護論——批判的検討」 |
| 第2回 | 5月17日(土) | 伊佐智子氏 久留米大学・熊本県立大学非常勤講師 | 「わが国のリプロダクティブ・ライツをめぐる問題状況と議論状況について」 |
| 第3回 | 6月7日(土) | 佐藤直樹氏 九州大学大学院教授 | 「ケータイ電話と『世間』」 |
| 懇話会開催予定 | | | |
| 第4回 | 6月21日(土) 14時～15時 南山大学名古屋キャンパスN棟3階会議室 | 清水奈名子氏 宇都宮大学国際学部専任講師 | 「国連安全保障体制と『保護する責任』の関係性—冷戦後の実行を中心に—」 |
| | | 堀場明子氏 上智大学アジア文化研究所共同研究員 | 「インドネシアから見る国連の介入とその問題」 |

9月のシンポジウム

「ガバナンスと環境」をテーマとするシンポジウムを計画しております。開催日時は9月17日午後1時から6時までです。このシンポジウムでは、マイケル・シーゲル研究所員による趣旨説明、加藤尚武氏(鳥取環境大学名誉学長／東京大学特任教授)および田中

優氏による基調演説、石川良文氏(南山大学総合政策学部准教授)と谷口照三氏(桃山学院大学経営学部教授)による講演、そしてこの五人によるパネルディスカッションが行われる予定です。

出版物

社会倫理研究所の新しい機関紙『時報しゃりんけん』の第1号を刊行いたしました。

| 編著者 | 名 称 | 発行日 |
|----------|---------------|-----------|
| 社会倫理研究所編 | 『時報しゃりんけん』第1号 | 2008年4月1日 |

懇話会オンライン

(注意 以前は、懇話会報告は研究所の所員や研究員が書くものでしたが、今年度は第一種研究所員が独りになったこともきっかけで、他の参加者や関係者に報告書の作成を依頼することになりました。今回は南山大学人文学部の服部裕幸氏に依頼しました。)

懇話会報告

2008年度第1回懇話会

2008年4月24日 (木)

南山大学名古屋キャンパスN棟3階会議室

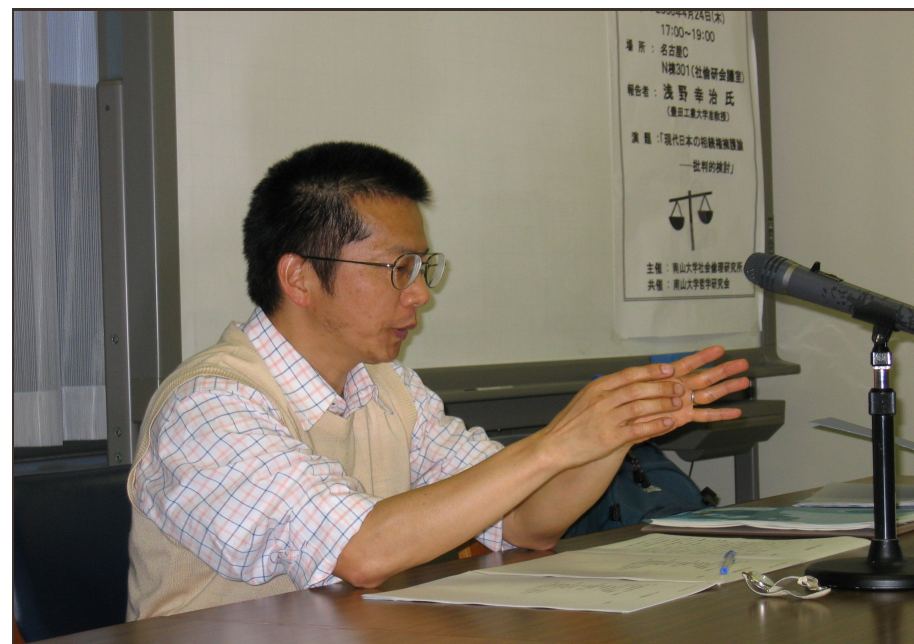
浅野幸治先生 (豊田工業大学准教授)

「現代日本の相続権擁護論—批判的検討」

この懇話会は南山大学哲学研究会との共催となったので、同研究会の服部が報告することにします。

浅野先生の問題意識は、近年リバタリアンと呼ばれる人々がおこなっている相続権否定を相続権擁護論者はどのようにして論駁できるか、というものです。浅野先生ご自身の立場はリバタリアンに近く、相続権は否定するとのことでした。しかし、この懇話会ではもっぱら、擁護論を検討して、それが成功していないという形で議論が進められました。

浅野先生の議論の流れは概略、次のようでした。すなわち、まずリバタリアンの相続



権否定論の根拠をざっと説明し、次に、現代の日本における相続権擁護論の代表的見解と先生が考える、扶養説、潜在的持ち分説、意思説、生前契約説などを批判的に検討する。そして、それらのいずれもが相続権を擁護しえていないと結論づけるというものです。たとえば、扶養説は、故人によって扶養されるはずであった者には相続する権利があるというのですが、これは扶養される必要のない者の相続権を正当化できないと浅野先生は批判されます。潜在的持ち分説は、個人の財産形成に潜在的に寄与した者には相続権があるとするのですが、浅野先生によれば、これは現実的には財産形成に潜在的に寄与していない者が相続するという実態を鑑みれば、相続権の擁護になりません。

浅野先生の報告の後、1時間ほどの質疑討論がなされました。意思説を、死ぬ瞬間に「私の財産を〇〇にあげるよ」と約束することと理解すれば、約束された〇〇氏がその人の財産をなぜもらう権利がないのか、という趣旨の質問がありました。これに対する浅野先生の答えは、死者が誰かに何かを贈るということとはあり得ない、なぜなら、死者にもはや何も権利がないから、というものであったように思います。しかし、これは質問の前提を受け入れないものであり、なぜその前提を受け入れることができないのかが説明されないと、納得するのは難しいように思われます。法と道徳を連続的に捉える立場と、法と道徳を分離して捉える立場が考えられるが、浅野先生はこの点をどう考えているのか、との質問に対しては、そのようなことを意識して考えてきたわけではないが、どちらかと言えば法と道徳を連続的に捉える立場に近いと思う、というのが浅野先生の答えでした。ロックの私的所有論の話から議論が始まったことからわかるように、浅野先生の議論では「近代的私的所有」の概念が当然のことのよう前提されていましたが、「近代的私的所有」の概念が存在していない、あるいは「近代的私的所有」の概念とそうでない所有の概念が混在しているような国（たとえばオーストラリアなど）で、浅野先生のような議論はどれだけ有効なのかというコメントもありました。おそらく、先生の念頭にはこうした問題意識はなかったと思われ、ご自身の明確な答えはなかったように記憶していますが、いわゆる近代西欧文化が世界中に広まる中で、伝統的文化の中に近代西欧文化を何らかの仕方で受容しつつも、さまざまな問題を抱えている国々が多い現代にあっては、あらためて考えてよい問題かもしれないと思いました。すべてを紹介できませんが、ほかにも多くの質問やコメントがあり、非常に活発な議論が交わされました。



私自身の感想を述べれば、相続権の議論か相続制度の議論か、相続する側の権利の議論か相続させる側の権利の議論か、こうした点が混在したまま議論されているような印象が残りました。たとえば、扶養説では、「遺族が故人の遺産を相続する根拠は、遺族が故人に扶養してもらう権利にある」とされるわけですが、ここでは遺族の側の権利として相続（する）権（利）がとらえられています。これに対して、意思説が論じられる場面では、「意思説は、相続

の根拠は故人の意思にあると答える」というように、直接には、相続する側の権利（の根拠）が問題になっているのではなく、相続させる側（の権利？）が問題になっているように見えます。また、ここでは権利というよりはむしろ相続制度の根拠が問題になっています。相続権はそのような制度があった時にはじめて生じる派生的なものとなり、したがって間接的に論じられるにすぎないでしょう。このあたりはもう少し整理した方が議論がスッキリしたのではないのでしょうか。〔文責：南山大学人文学部教授 服部裕幸〕。

南山大学社会倫理研究所